

地域を変える新しい力

地域おこし協力隊を紹介します

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや特産品の開発・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行なながら、その地域への定住・定着を図る取組です。今回は、昨年12月に着任し、町内で暮らしながら活動している隊員を紹介します。

●協力隊に応募したきっかけ

以前から「まちあこし」に興味があり、自分自身が楽しい、わくわくすると思えるような仕事を携わり、今しかできないことをやってみたいという気持ちがありました。

秩父別町を選んだのは、秩父別の「人」が好きだったからです。2年前にふるさとワーキングホリデーで秩父別町を訪れた際に、「まちあこし」という大きな課題に対しても苦労しながらも楽しそうに課題解決に取り組む職員の方々を見て、一緒に仕事をすることで自分自身が新たな刺激を受け、自分のためにもよい勉強になると感じたからです。

まぐるしく変わる今の時代だからこそ、見方を常に変え、考え方を柔軟にしながら、今まで協力隊として活動をしてこられた先輩の活動をもとに、「何にどのような形で、新しい付加価値を付けていくか」を考えながら活動していくたいです。



英語表記メニュー作成のため
町内飲食店に取材に伺いました

●活動内容は

現在は、インバウンド事業担当のアンさんと、町内飲食店のメニュー表を英語表記にする取組を行っています。

私はとても人見知りです。それでも、町民の方とのコミュニケーションを大切にし、たくさんの人イベントや活動に参加していきたいと思いますのでよろしくお願いします！

●町民の方へ

私はとても人見知りです。それでも、町民の方とのコミュニケーションを大切にし、たくさんの人イベントや活動に参加していきたいと思いますのでよろしくお願いします！



元協力隊の氣田さんにどん菓子の作り方を教わりました

隊員プロフィール

◆名前

森 瑞稀（もり みづき）

◆年齢

24歳

◆出身地

徳島県

◆着任日

令和2年12月4日

◆好きなこと

運動（筋トレ）、旅行、散歩、音楽を聞くこと（EDM、R&B）

ごみ出し ルール

資源ごみの分別に ご協力お願いします！

ごみと資源ごみを分別することで、資源の再利用、ごみの減量、ごみの焼却効率がよくなり、焼却炉の寿命や埋立地の延命につながります。

北空知衛生センターに搬入された資源ごみ・粗大ごみ・燃やせないごみは、紙・容器資源や鉄くず、小型家電などに分別し売り払いされています。

このリサイクル収入は、資源ごみ搬入量の割合で按分され、令和元年度では約208万9千円（1市4町全体の7.54%）が秩父別町に配分され、ごみ収集をはじめごみボックス設置補助など、町内のごみ処理事業全般に使われています。

資源ごみの分別について

●紙資源ごみ

紙等の資源ごみは4分類に分別する。

紐で十字に縛ってください。裏側も絡めて縛ると、紐がずれにくくなります。

著しく汚れているものは「燃やせるごみ」

ダンボール類 ダンボール・板紙・厚紙・紙箱類

(菓子箱、化粧箱、薬・文房具・衣類などの紙箱)



新聞紙類 新聞、チラシ、コピー用紙

※新聞は専用の袋でも可

雑誌類 雑誌、書籍、カタログ、パンフレット、包装紙、封筒、紙袋など

紙パック類 飲料用紙パック

※中がアルミコーティングされているものは「燃やせるごみ」

●空きビン、空き缶

必ず中をよくすすぎ、ごみボックス内のネット・コンテナに分けて入れる。

※ネット・コンテナに入れないと回収されません。

※潰れている・著しく汚れているものは「燃やせないごみ」

※ビールビン・一升ビン → 販売店へ返却するか、毎週月曜日午前中に車両センター（消防支署西側）で行っている資源ごみの受け入れに出す。

●ペットボトル

必ず中をよくすすぎ、透明な袋（買い物袋など中身の確認できる袋）に入れて出す。

※潰れている・著しく汚れている・工作等で使用し切られているものは「燃やせるごみ」

※キャップ・ラベルは外して「燃やせるごみ」

●白色トレイ

深さ3cmまでのもので、必ず洗ってから、透明な袋に入れて出す。

※汚れているもの、色・柄つきのもの、梱包用の発砲スチロールは「燃やせるごみ」

分別等のルールが守られていなければ回収されません。

回収されずに残ったごみは、出した方が責任をもって持ち帰り、正しく分別をしてから出し直してください。「収集日のごみが収容できない」、「近隣住民が片付けなければならない」など、周囲に多大な迷惑をかけることになります。

分別方法は、各戸に配布のごみ分別辞典（平成29年度改訂版）で確認し、収集日の午前8時30分までに出すようにしてください。時間を守らないと分別のルールを守っていても回収されません。

お問い合わせ 役場住民課総合窓口グループ（電話：33-2111 内線43）

